
税理士 無料公開講座シリーズ

Season 5

～ テーマ ～

『実務に役立つ消費税講座』

ー消費税を勉強している方、実務従事者で消費税を
学習しようと考えている方ー

TAC税理士講座
平成23年4月16日
担当：島添 浩



資格の学校
TAC

- Contents -

1	はじめに		1
2	実務における重要な論点		2
3	実務における誤りやすい論点		6
4	税理士が損害賠償したケース		14
5	平成23年度税制改正		18

◆ 今回のテーマについて

消費税は、税理士試験の税法科目の中で最も受験者数が多く、毎年1万人以上の方が勉強している人気の高い試験科目の一つです。なぜなら、消費税は、課税対象となる者が法人だけでなく個人事業者も含まれることから申告件数も多く、実務上において大変重要な税法であり、税理士試験の中でも特に実務に直結する科目とされています。

そこで本講座では、実務において重要な論点や注意すべき論点を今まで学習してきた消費税法の内容を踏まえて確認します。

また、消費税は、税理士が誤った申告を行い顧問先から損害賠償を請求されるケースが少なくありません。従って、どのようなケースが賠償請求されたのかを実例を挙げて紹介し、その問題点を確認していきます。

最後に平成23年度税制大綱が平成22年末に発表されましたが、その改正の内容についても簡単に触れていきます。

本講座を通じて、消費税法を受験のために学習している方は、その学習内容の確認をしていただき、実務において消費税の申告を行っている方でこれから消費税を学習する場合には、消費税がどのような学習内容なのかを理解していただければ幸いです。

◆ 1 取引分類

消費税の計算において特に重要なのは、学習上でも実務上でもやはり取引分類です。

実務上、法人及び個人事業者の会計処理をすべて複式簿記にて行いますが、その際に、その取引が課税取引、免税取引、非課税取引、不課税取引のどの取引に該当するかを判断できなければ消費税を計算することはできません。

特に、売上げについては、課税売上げを適正に処理できなければ課税標準額が間違ってしまうし、課税標準額が違えば課税売上割合も間違ってしまう。

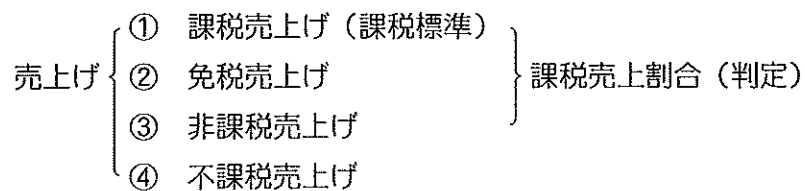
また、課税売上割合を計算するためには、免税売上げ、非課税売上げ、不課税売上げについても適正に処理しなければなりません。実務において、不課税売上げを非課税売上げと間違えたことで課税売上割合が95%未満になり、本来全額控除方式が適用できたにも関わらず個別対応方式で処理してしまい納税者に多額の納税をさせたケースもあります。また、その逆のケースで本来であれば個別対応方式か一括比例配分方式で計算しなければならないところを全額控除方式で計算してしまい税務調査において指摘され修正申告をしなければならない場合もあります。

次に、仕入れについてですが、こちらは課税仕入れと課税仕入れ以外のものに適正に処理することが重要です。課税仕入れを間違えると税額控除が正しく計算されないことになります。

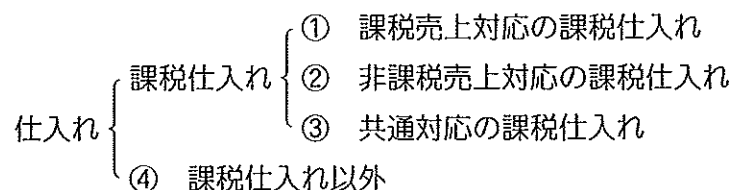
さらに、課税仕入れについては、課税売上割合が95%未満の場合正しく区分経理（課税売上対応、非課税売上対応、共通対応の3区分）をすることがポイントとなります。

上記のように、消費税の申告を適正に行うためには、取引分類を正確に理解することが一番大切になります。

《売上げを4つに分類》



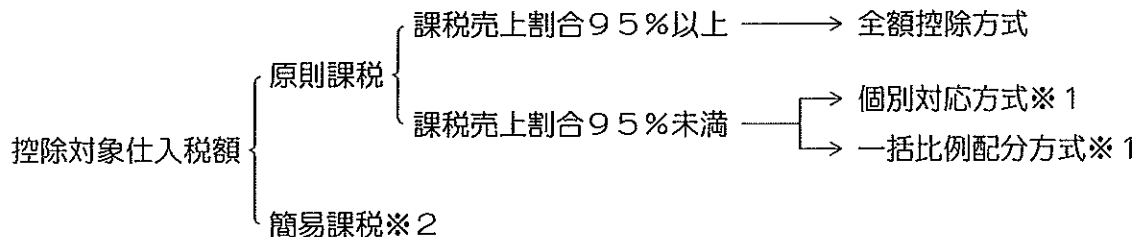
《仕入れを4つに分類》



◆2 仕入税額控除の計算方法

控除対象仕入税額については、4つの計算方法があり、それぞれの計算方法を理解しておかなければ適正に申告することができないので注意が必要です。また、これらの計算方法は、納税者側により選択することが可能な場合があります、納税者に有利になるような計算方法を採用しなければ税理士が損害賠償請求されるケースもあります。

控除対象仕入税額は、まず、原則課税と簡易課税に分類されます。さらに、原則課税については、課税売上割合が95%以上の場合には全額控除方式となり、課税売上割合が95%未満の場合には個別対応方式又は一括比例配分方式により計算することとなります。



※1 個別対応方式か一括比例配分方式かの選択

① 個別対応方式が有利の場合

- イ 一般的な業種の場合（課税資産の販売業は、ほとんどの課税仕入れが課税売上げ対応）
- 非課税売上げに係る課税仕入れが少額の場合

② 一括比例配分方式が有利の場合

- イ 居住用の賃貸マンションを購入した場合
- 非課税売上げに係る課税仕入れが多額の場合（土地や有価証券の売却手数料）

③ 選択する場合の注意点

- イ 個別対応方式を採用する場合には、区分経理が必要である。
- 一括比例配分方式を採用した場合には、2年間継続適用となる。
当期だけの有利判定ではなく、翌期の経営予測が重要となる。（翌期に簡易課税を適用する場合には、当期のみで判断できる。）
- ハ 申告書提出後の変更は、不可能である。

※2 簡易課税

① 適用要件

前課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すること。
その課税期間の「基準期間における課税売上高」が5,000万円以下であること。

↓

上記要件を満たした場合、簡易課税により計算する。（できる規定ではない）

② 注意点

- イ 簡易課税の場合は、原則として還付はないので注意しなければならない。
- 簡易課税を選択した場合には、2年間継続適用となる。

◆3 各種届出書について

消費税においては、届出書を提出することで適用できる規定がいくつかあります。

その中でも特に実務において押さえておかなければならないのが、課税事業者選択制度、簡易課税制度、課税期間特例制度の3つが挙げられます。

これらの規定は、届出書の提出期限が厳格に定められており、税理士が期限内に提出することを失念して規定の適用ができず損害賠償請求されるケースが数多く見受けられます。

従って、これらの規定を十分に理解し、届出書の提出期限を間違えないようにすることが重要です。

(1) 課税事業者選択制度

① 内容

当期が免税事業者に該当している場合において、多額の設備投資や経営状況の悪化などにより消費税の還付を受けるため課税事業者を選択する制度

② 届出書の種類と提出時期

イ 消費税課税事業者選択届出書

前課税期間の末日までに提出しなければならない。

ロ 消費税課税事業者選択不適用届出書

提出した課税期間の末日の翌日に効力がなくなる。

③ 注意点

イ 2年継続適用であるため還付を受ける課税期間の翌課税期間が納付になる場合は注意しなければならない。

ロ 調整対象固定資産の著しい変動の適用を受ける可能性がある場合に注意しなければならない。

(2) 簡易課税制度

① 内容

一定の要件（上記◆2参照）を満たした場合に、控除対象仕入税額の計算を課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を乗じて計算する制度

② 届出書の種類と提出時期

イ 消費税簡易課税制度選択届出書

前課税期間の末日までに提出しなければならない。

ロ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

提出した課税期間の末日の翌日に効力がなくなる。

③ 注意点

イ 簡易課税は還付がないので注意しなければならない。

ロ 2年継続適用であるため簡易課税を受ける課税期間の翌課税期間が還付になりそうな場合は注意しなければならない。

(3) 課税期間特例制度

① 内容

以下のような場合に、課税期間（通常は1年間）を1月又は3月に短縮する制度

イ 輸出業者の場合

輸出業者の場合で、每期継続して還付となる場合には、課税期間の短縮を行うことで早期に還付を受けることができる。

ロ 届出書の提出を失念した場合

還付を受けたい事業者が、前期末までに「課税事業者選択届出書」又は「簡易課税制度選択不適用届出書」を出し忘れた場合には、課税期間の短縮を行うことで還付を受けたり簡易課税を選択することができる。

ハ 仕入税額控除をその課税期間の途中で変更したい場合

個別対応方式を採用している事業者が、その課税期間の途中で一括比例配分方式又は簡易課税に変更したい場合には、課税期間の短縮を行うことで変更することができる。

また、簡易課税を採用している事業者が原則課税に変更したい場合、一括比例配分方式を採用している事業者が個別対応方式又は簡易課税に変更したい場合にも適用できるが、2年継続適用に注意しなければならない。

ニ 中間申告回数を変更したい場合

年11回の中間申告を行わなければならない事業者が、3月ごとの課税期間の短縮を行うことで申告回数を減らすことができる。

② 届出書の種類と提出時期

イ 消費税課税期間特例選択・変更届出書

短縮した期間の翌期間から適用される。

ロ 消費税課税期間特例選択不適用届出書

提出した課税期間（短縮後）の末日の翌日以後に効力がなくなる。

③ 注意点

イ 2年継続適用であるため、注意しなければならない。

ロ 課税期間の短縮は、1月ごと又は3月ごとに申告しなければならないため事務手数が増大するので注意しなければならない。

◆ 1 取引分類における誤りやすい論点

消費税の計算において、取引分類は重要な項目ですが、その中でも実務において特に誤りやすい論点は、以下のような項目です。

(1) 損害賠償金

心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取る損害賠償金は、不課税取引に該当しますが、以下に掲げる損害賠償金は、課税の対象に該当します。

- ① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときにその加害者から収受する（譲渡代金に相当する）損害賠償金
 - ② 無体財産権の侵害を受けたことにより収受する（権利の使用料に相当する）損害賠償金
 - ③ 不動産等の明渡し遅滞により収受する（賃貸料に相当する）損害賠償金
- なお、中途解約による違約金は、不課税取引となる。

(2) 住宅の貸付け

住宅の貸付けは、非課税取引となりますが、以下の点に注意する必要があります。

- ① 建物等の貸付けに伴う共益費、権利金、更新料等については、原則として家賃と同様に取扱う。

共益費等	{	住宅の貸付けに係るもの	→	非課税取引
		事務所の貸付けに係るもの	→	課税取引

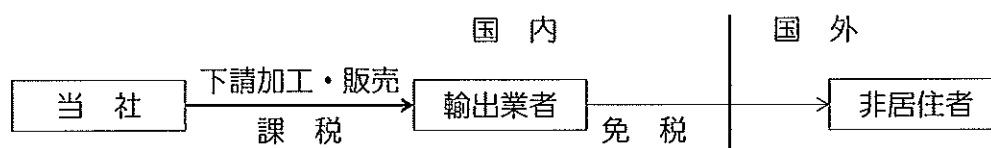
- ② 社宅の場合には、「従業員への貸付け」及び「法人が家主からの借上げ」について非課税取引となる。

ただし、賃貸借契約において、居住用と契約している場合に限る。



(3) 輸出物品の下請加工，輸出業者への販売

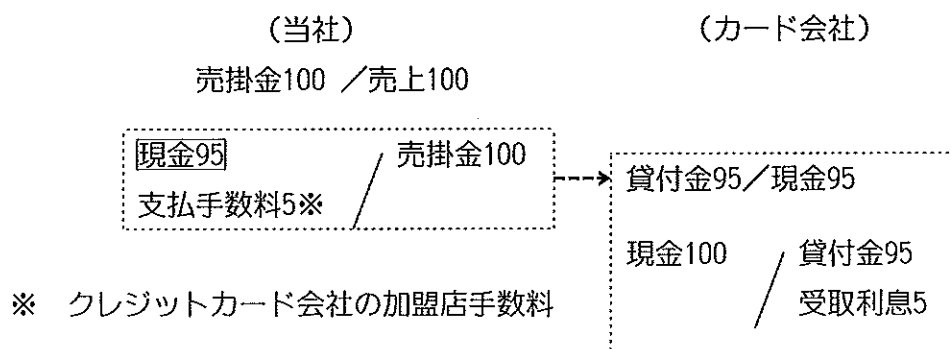
輸出業者に対して行う輸出物品の下請加工・販売は、原則として課税取引となります。



郵便切手類・物品切手等については、購入時又は譲渡時が非課税取引となり、使用時に課税取引となります。ただし、自ら使用する場合は、継続適用を条件に購入時点で課税仕入れとすることができます。

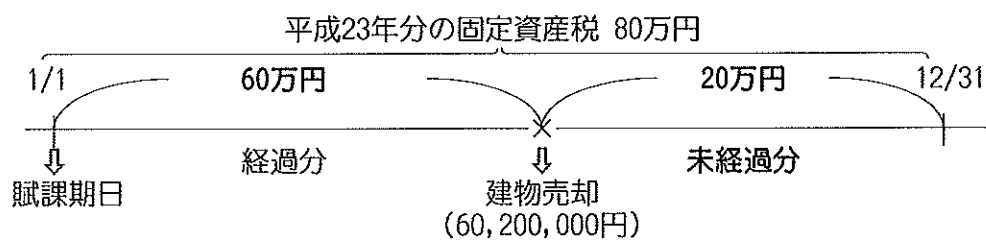
(5) クレジットカード会社の加盟店手数料

クレジットカードによる売上代金を回収する際、カード会社に支払う加盟店手数料は、課税仕入れとはならないので注意しなければなりません。なお、カード会社は、非課税売上げとなります。



固定資産税や自動車税等の課税の対象となる資産の譲渡に伴う、固定資産税等のその未経過分に相当する金額は、その資産の譲渡の金額に含まれます。なお、土地に係る未経過固定資産税は、非課税取引に該当し、建物に係る未経過固定資産税は、課税取引に該当します。

また、購入側においては、仲介手数料と同様に取得価額となるので注意しなければなりません。



建物代	60,000,000円
未経過分	200,000円

受領した額 60,200,000円=売上げ

※ 購入の場合の建物に係る未経過固定資産税は、課税仕入れとなるので注意する。

◆2 課税売上割合の計算における誤りやすい論点

消費税において、課税売上割合は、仕入税額控除の計算方法を選定する重要な計算です。

実務においては、一般的に全額控除方式で計算されるケースが多いのですが、これは通常課税資産の販売等を行っていることから課税売上割合が95%以上になるからです。しかしながら、不動産又は有価証券の売却が発生したことにより課税売上割合が95%未満になるケースもあります。

この場合において、非課税売上げの計上金額を誤って処理したために課税売上割合が95%以上から95%未満になる場合やその逆も考えられます。計上金額において注意すべき点は以下のようなものがあります。

(1) 有価証券等の譲渡

有価証券等を譲渡した場合には、以下のように分類されそれぞれ計上金額が違うので注意しなければなりません。

① 5%相当分算入するもの

株式、公社債（国債・地方債・社債・受益証券）、CD（譲渡性預金証書）、CPなど

② 売却額の全額を計上するもの

出資持分、抵当証券、金銭債権（貸付金等）の譲渡（下記(2)参照）、金銭債権の譲受け（下記(3)参照）など

③ 含めないもの

資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権（売掛金等）の譲渡（下記(4)参照）

(2) 金銭債権（貸付金）の譲渡

貸付金を譲渡した場合の譲渡対価は、受領金額で計上することとなり、債権金額ではないので注意しなければなりません。

貸付金 10,000,000 / 現金 10,000,000

↓

現金 9,500,000
売却額→割合に含める

支払手数料500,000
単なる差額

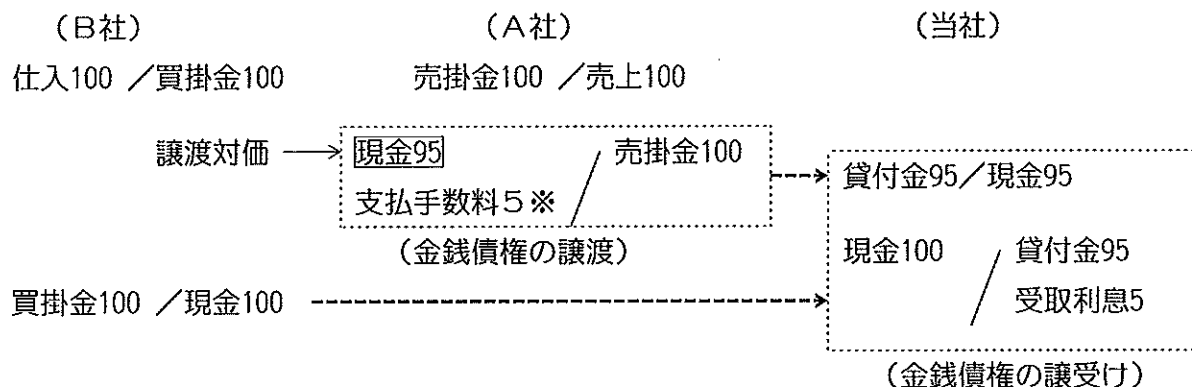
貸付金 10,000,000

↓

金銭債権の譲渡＝非課税取引

(3) 金銭債権の譲り受け

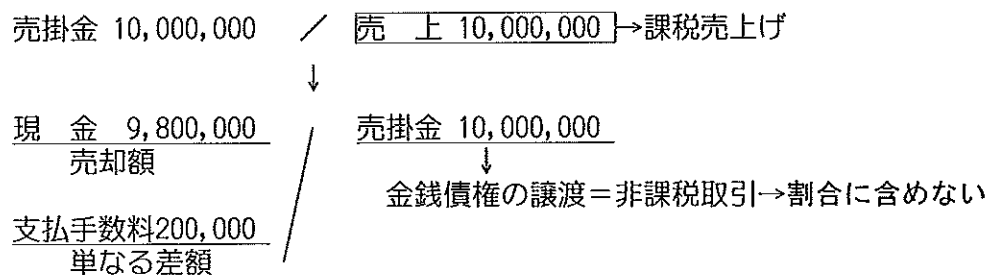
金銭債権を譲り受けた場合（購入）の計上金額は、購入金額と受領金額の差額で計上することとなりますので注意しなければなりません。



※ クレジットカード会社の加盟店手数料＝非課税

(4) 金銭債権（売掛金）の譲渡

売掛金を譲渡した場合は、2重計上を避けるため非課税売上げに計上しないので注意しなければなりません。



(通常)

売掛金	/	売 上	
現 金	/	売掛金	→ 処理なし

◆3 会計処理方法による消費税の注意点

消費税の経理処理においては、税込経理と税抜経理があり、事業者が任意に選択できることとなっていますが、それぞれの処理の特徴を把握しておく必要があります。

なお、注意しなければならない点として、消費税の計算は、経理上で税抜経理を採用していても税込で計算することになります。また、免税事業者は、税抜経理方式を選択することはできません。

(1) 税込経理方式

税込経理方式とは、消費税が課税される取引につき、各勘定科目の本体価額に消費税額を含めて処理する方法をいいます。この方式は、各勘定科目の中に消費税額がそれぞれ含まれることとなり、売上高や商品仕入高の金額が大きくなります。また、納付すべき消費税額については、租税公課に含まれ、還付される消費税額については、雑収入に含まれることから、損益計算に影響を与えることとなります。

(2) 税抜経理方式

税抜経理方式とは、消費税が課税される取引につき、各勘定科目の本体価額と消費税額を区分し、課税売上げについては「仮受消費税等」、課税仕入れについては「仮払消費税等」として処理する方法をいいます。この方式は、消費税額をすべて区分して処理していることから損益計算に影響を与えないこととなります。

(3) 税込経理方式と税抜経理方式の相違点

① 減価償却資産・繰延資産

減価償却資産・繰延資産の取得価額については、税込経理方式の場合には消費税込みの金額、税抜経理方式の場合には消費税抜きの金額となり、その金額を基礎として償却の計算をすることとなります。また、一括償却資産や少額減価償却資産の判定についてもそれぞれの金額によって行うこととなります。

② 交際費等

法人税法における交際費等の損金不算入額の計算についても、税込経理方式の場合には消費税込みの金額、税抜経理方式の場合には消費税抜きの金額で計算することとなります。

◆4 会計ソフト等の入力における注意点

消費税の計算については、一般的に会計ソフト等の自動計算を使用している場合が多いです。

この場合において、各勘定科目の消費税の設定を固定して使用しているケースも考えられ、各取引の内容を十分に確認せずに行うと適正な消費税額が計算されないこともあるので注意しなければなりません。

また、固定資産の購入や売却、有価証券等の売却、繰延資産などの取扱いについては、会計処理と消費税額の計算が異なるので特に注意しなければなりません。

(1) 土地付き建物の購入の場合

建物の価額5,250万円、土地5,000万円、仲介手数料210万円（土地：建物＝1：1）

（税込経理の場合）

建	物	5,355万円※1	/	現	預	金	10,460万円
土	地	5,105万円※2					

※1 5,355万円はすべて課税仕入れ

※2 仲介手数料分105万円のみ課税仕入れ

（税抜経理の場合）

建	物	5,100万円	/	現	預	金	10,460万円
土	地	5,100万円					
仮払消費税		260万円					

（注） 未経過固定資産税の取扱いに注意。

(2) 車両の売却（購入を含む）

① 車両売却のみの場合

車両の簿価100万円、売却額42万円

（税込経理の場合）

現	預	金	42万円	/	車	両	100万円※1
車両売却損			58万円				

※1 42万円のみ課税売上げ

（税抜経理の場合）

現	預	金	42万円	/	車	両	100万円
車両売却損			60万円		仮受消費税		2万円

（注） リサイクル料金の取扱いに注意。廃車しない場合には、資産計上額を控除し、その金額を非課税売上げとします。

② 同時に車両を購入する場合

車両の購入もある場合には、必ず分けて考えることとなる。

新車両201万円（うち自動車重量税等12万円）、差額159万円支払い

（税込経理の場合）

車 両	201万円※1	/	現 預 金	201万円
-----	---------	---	-------	-------

※1 189万円（201万円－12万円）のみ課税仕入れ

（税抜経理の場合）

車 両	192万円	/	現 預 金	201万円
仮払消費税	9万円			

(3) 有価証券等の売却

株式の簿価1,000万円、売却額600万円、仲介手数料63万円

（税込経理の場合）

現 預 金	537万円	/	有 価 証 券	1,000万円※1
売買手数料	63万円※2			
売 却 損	400万円			

※1 600万円×5％＝30万円が非課税売上げ

※2 63万円はすべて課税仕入れ

（税抜経理の場合）

現 預 金	537万円	/	有 価 証 券	1,000万円※1
売買手数料	60万円			
売 却 損	400万円			
仮払消費税	3万円			

※1 600万円×5％＝30万円が非課税売上げ

(4) 建物等の賃借の際の保証金の取扱い

建物等の賃貸借契約に基づいて保証金、敷金等として支払った金額のうち、期間の経過その他その賃貸借契約の終了前における一定の事由の発生により返還されないこととなる部分の金額については、返還されないことが確定した日の属する課税期間における課税仕入れとなります。

(具体例)

保証金 1,050万円 契約期間 2年

契約期間1年経過ごとに20%償却。残金は契約期間終了後返金される。

《保証金支払時》……税込・税抜共通

保 証 金	1,050万円	/	現 預 金	1,050万円
-------	---------	---	-------	---------

《1年経過時》……この段階で20%部分の返金がされないことが確定したため、20%部分の課税仕入れが発生する。なお、翌年も同様の処理を行う。

(税込経理の場合)

保証金償却	210万円	/	保 証 金	210万円
-------	-------	---	-------	-------

(税抜経理の場合)

保証金償却	200万円	/	保 証 金	210万円
仮払消費税	10万円			

消費税の申告において、税理士が損害賠償請求されるケースは少なくありません。これは、消費税の規定を知らなかったことで発生したり、各種届出書の提出を失念したことで発生したりと様々なケースがあります。

ここでは、実際にどのような事例があるかを確認していきます。

◆ 1 仕入税額控除の計算方法

(事例1) 消費税の確定申告に際し、仕入控除税額の計算方法の選択を、個別対応方式で行うべきところ一括比例配分方式で行ったため、過大納付が発生した事例

土木建築、不動産販売業を営む本件関与先の平成2年7月期の消費税の確定申告に際し、原則課税による仕入控除税額の計算上、本来個別対応方式が有利であるにも拘らず、十分な検討を怠り一括比例配分方式を選択したため消費税の過大納付が発生した。また、一括比例配分方式を選択した場合には、2年間の継続適用が必要とされ、平成3年7月期においても同様に過大納付が生じ、2課税期間の消費税の過大納付額合計21,148,700円の賠償請求を受けた。

(事例2) 消費税について「原則課税」と「簡易課税」の比較検討に際し、その計算を誤り、過大納付額につき賠償請求された事例

平成10年7月期の消費税について「原則課税」と「簡易課税」との有利不利の比較検討の際、計算誤りにより「大差なし」と判断してしまい、それまでの簡易課税制度をそのまま採用してしまった。その後、営業形態等に変化がなかったことから比較検討をしなかったが、平成11年7月期の決算作業中に課税売上高が2億円を超え、来期が原則課税になることから、当期についても原則課税で計算してみたところ、あまりにも多額の差額となったため、過去にさかのぼって再計算したところ、平成10年7月期の消費税の比較検討の計算誤りに気づき、原則課税が有利であった平成10年7月期から平成12年7月期までの簡易課税と原則課税との消費税の差額について損害が発生し、賠償請求を受けた。

（事例３） 消費税の仕入税額控除方式について、本来一括比例配分方式の方が有利であったにもかかわらず、税理士の誤認により不利な個別対応方式により消費税の確定申告を提出し過大納付消費税が発生した。かかる過大納付消費税につき損害賠償請求を受けた事例

本件税理士は、昭和56年10月より依頼者への関与を開始した。平成14年4月、賃貸用マンションが完成し、賃貸マンションの用に供し、同年12月に個別対応方式により同年9月期の消費税確定申告書を提出した。平成15年5月、税務関係図書により平成14年9月期の消費税申告について誤りに気付き、課税庁に対して更正の請求・嘆願更正の可能性を探るも不可能となり、依頼者より損害賠償請求を受けたものである。

◆２ 届出書の失念

（事例１） 「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を失念したため、ビルの建築にかかる消費税額が還付されなかった事例

本件税理士は、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を依頼されていたにも拘らず、届出書の提出期限である平成4年3月31日（平成3年10月期の消費税法改正に伴う経過期限）までに同届出書の提出を失念した。この結果、平成4年4月から6月の課税期間（消費税課税期間特例選択届出書提出済み）にかかる消費税の確定申告にあたり、従来から選択していた簡易課税制度によることとなり、テナントビルの建築にかかる消費税について還付申告ができなくなった。かかる還付不可となった消費税相当額12,709,668円について賠償請求を受けた。

（事例２） 既に消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていたことを失念したまま新規事業の開業を指導したため、設備投資に係わる還付が受けられなかった事例

本件税理士は、本件関与先がパチンコ業を開業（新規事業の追加）することを検討するにあたって既に（平成7年1月）消費税簡易課税制度選択届出書を提出していたことを失念したまま、本件関与先において開業することを指導した。したがって、この場合、店舗新築等の設備投資が発生する平成8年11月期が開始する平成7年11月30日までに、既に提出された簡易課税制度選択届出書の取り下げを行うべきであったが（課税期間の開始前であれば、取り下げは認められるとの所轄税務署の見解あり）、これを失念した。その結果、本件関与先は多額の設備投資を行ったが、当該設備投資に係る消費税額について、還付を受けることができなかった。かかる簡易課税制度による申告納付額と原則課税制度による申告納付額との税差額約1,910万円につき賠償請求を受けた。

（事例３） 課税事業者選択届出書および課税期間特例選択届出書の提出を失念したため、消費税の還付が不可となった事例

営業譲受により貿易業を営むことになった依頼人（消費税の免税事業者であった）につき、課税事業者選択届出書および課税期間特例選択届出書の提出を失念したため、平成９年９月期の輸出免税に係る消費税の還付が不可となった。

（事例４） 課税事業者選択届出書の提出を失念したことにより、ビル取得にかかる消費税が還付不可となり、還付不可消費税額につき損害賠償請求をされた事例

税理士が課税事業者選択届出書（以下「届出書」という）の提出を失念したため、平成12年８月期のビル取得にかかる消費税の還付が不可能となった結果、還付不可消費税額について賠償請求を受けた。

（事例５） 「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を失念し、還付不可の消費税額につき賠償請求された事例

過去に消費税簡易課税制度を選択していた被害者が、平成12年８月21日～平成13年８月20日において設備投資を行うにあたり、本件税理士は消費税還付を受けるため、「消費税課税事業者選択届出書」を提出するも、同時に、簡易課税制度を取止めるべく「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することを失念した。これにより、被害者から還付不可消費税額および納付消費税額の合計額約1,160万円につき損害賠償請求がなされた。

（事例６） 新設法人設立3期目において、課税事業者選択届出書の提出失念により還付不可となり還付不可税額につき賠償請求された事例

本件税理士は、平成12年11月依頼者法人設立とともに関与を開始し、決算申告に係る業務および税務相談等を受任していた。依頼者は、設立第１期（平成13年３月期）の課税売上が157万円であるため、第１期を基準期間とする平成15年３月期は免税事業者に該当することとなった。

免税事業者が消費税額の還付が見込まれる場合、還付課税期間の開始の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出すべきところ、これを失念した。平成14年９月本件税理士は、依頼者から受領した第３期経過月までの試算表等整理の際、仮受消費税と仮払消費税の金額から第３期の消費税について還付が想定されるため、当該届出書の提出を確認したところ提出されていなかった。このため、税務署と交渉したが救済不可が確定したため、本件税理士に対し、依頼者より免税事業者となった平成14年４月から平成14年９月までの期間における過大納付消費税相当額2億4,879万円の損害賠償請求がなされた。

◆3 その他の事例

(事例1) 消費税における「貸倒れに係わる税額控除」の適用を失念した事例

依頼者(会社)は平成5年6月期において貸倒損失約4億4,000千円を出し、これに関して税理士が消費税の「貸倒れに係わる税額控除」について説明をしたところ、話が過去の申告におよび過去の消費税申告書を調査したところ、平成2年6月期において、決算書上貸倒損失(売掛債権)約8,200千円と計上されているにもかかわらず、これに対する消費税額控除約238千円が記載漏れとなっていることが判明した。

(事例2) 輸出免税売上にかかわる金額を課税標準額に含めて計算したため3事業年度にわたって消費税の過大納付が発生した事例

本件関与先の平成2年3月期から平成4年3月期までの消費税の確定申告に際し、本件税理士は、課税売上金額＝課税標準額と誤認していたため、輸出免税売上にかかわる金額を課税標準額から控除するのを失念した。結果、3事業年度にわたって消費税の過大納付が発生させ、かかる過大納付消費税額2,523,100円から、その損金算入により減少した税額相当額を差し引いた1,293,900円につき賠償請求を受けた。

平成23年度の税制大綱が平成22年12月に発表されました。具体的内容は以下のとおりですが、近年のねじれ国会のため、平成23年3月末日までに法案が通りませんでしたので実際に本改正が施行されるかどうかは未定です。

しかしながら、今回の改正は、消費税の計算において大きく変更される項目ということもあって、ここで紹介します。

◆1 消費税の免税事業者の要件に関する改正

(1) 個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において納税義務の免除の規定の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1千万円を超える事業者については、納税義務は、免除されない。

① 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高

② 法人のその事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く）開始の日から6月間の課税売上高

③ 法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高（当該前々事業年度が5月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高）

(2) (1)の適用に当たっては、事業者は、(1)の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとする。

(3) (1)に該当することとなった場合にはその旨の届出書を提出することとする等の所要の措置を講じる。

(注) 上記の改正は、上記のその年又はその事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものについて適用する。

◆2 全額控除方式の適用の制限

課税売上割合が95%以上の場合における課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用することとする。

(注) 上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。